○東北地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十四日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町歌津字港一四七番四から同町歌津字中野一六四番二まで	前	一四・五〇～六九・五〇メートル	〇・四四三キロメートル
	後	二三・〇〇～七四・八〇メートル	〇・四四三キロメートル

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十四日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町歌津字港一四七番四から同町歌津字中野一六四番二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十四日

○北陸地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十四日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　八号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字歌字川向九二八番一から同市大字歌字川向九二八番八まで	前	四五・八八～六四・九一メートル	〇・〇四六キロメートル
	後	五九・一八～八六・〇六メートル	〇・〇四六キロメートル

四　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十四日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千九百五十五号東三河都市計画下水道事業豊川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年十一月二十一日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十四日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第千九百四十七号名古屋都市計画、知多都市計画、豊田都市計画及び西三河都市計画下水道事業境川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月六日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十四日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千三十一号津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）

三　事業施行期間　自平成九年十二月二日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線

三　事業施行期間　自平成三十年三月十四日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府和泉市上町及び太町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年近畿地方整備局告示第百五十一号海南都市計画道路事業三・四・百四号日方大野中線

三　事業施行期間　自平成二十五年五月二十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし